

アルミニウム橋研究会規約

第1条 総則

- (1) 本研究会はアルミニウム橋研究会と称する。
- (2) 本研究会は、わが国におけるアルミニウム合金による橋梁(アルミニウム橋と称す)の普及に寄与することを目的として、アルミニウム橋用材料・部材に関する研究ならびに開発・標準化の推進、さらにはアルミニウム橋のPR活動を実施する。
- (3) 本研究会は事務局を下記に置く。

東京都品川区東品川 2-2-20 天王洲郵船ビル 日軽金アクト(株) 内

第2条 会員

本研究会は、法人会員A、法人会員Bおよび特別会員からなる。

- (1) 法人会員Aはアルミニウム合金材料製造関連分野の法人企業を指す。
- (2) 法人会員Bは橋梁建設関連分野の法人企業を指す。
- (3) 各法人会員は代表者(以下法人代表者という)1名を定める。法人代表者の交代を必要とする場合は、書面をもって運営幹事会に届ける。
- (4) 特別会員は本研究会の目的を達成する上で必要と考えられる個人を指す。

第3条 会長

- (1) 本研究会には会長を置く。
- (2) 本研究会には副会長および顧問を置くことができる。

第4条 会費

- (1) 会費は徴収しない。

第5条 入会および退会

- (1) 法人会員Aおよび法人会員Bの入会は、運営幹事会および会長が承認する。
- (2) 法人会員Aおよび法人会員Bの退会は、これを妨げない。

第6条 運営幹事会

- (1) 運営幹事は、会長が選任する。
- (2) 運営幹事会には幹事長を置く。
- (3) 運営幹事会は本会の運営計画および事業計画等を立案し、結果を総会に報告しなければならない。

第7条 技術委員会

- (1) 技術委員会には技術委員長を置く。
- (2) 技術委員会は研究・開発・標準化活動について企画・立案し、結果を総会に報告する。

第8条 総会

総会は年一回年度当初に開催する。必要に応じて臨時総会を開催することができる。

第9条 会計監査

会計監査は、法人代表者がその任に当たる。法人代表者は同一法人に所属する他の個人にその任を委譲することができる。監査結果は総会に報告する。

第10条 会計年度

会計年度は4月1日より翌年3月31日とする。

第11条 研究会の期間

本研究会は平成23年4月1日より平成26年3月31日までとする。変更の必要が生じた場合には運営幹事会がこれを提案し、法人会員の2/3以上の賛同を得た後、会長の承認を得る。期間の終了後速やかに研究会費の精算を行う。

第12条 成果の帰属

- (1) 本研究会の活動による成果は、本研究会、法人会員A、法人会員Bおよび特別会員に帰属する。
- (2) 工業所有権の出願の必要が生じた場合には別途協議する。

第13条 情報の開示

会員が本研究会で知り得た情報を第三者に開示する場合には、運営幹事会の承認を得なければならない。

第14条 規約の改定

本規約の改定は運営幹事会が提案し、会員の2/3以上の承認を得る。

<平成23年4月1日改定>